

米海軍兵による女性殺害事件に対する意見書

平成 31 年 4 月 13 日北谷町において米海軍兵が日本人女性を殺害し、自殺した事件が発生した。平成 28 年の米軍属による女性殺害事件に続いて繰り返される凶悪事件は、県民に大きな不安と衝撃を与えている。米軍関係者によって県民のとうとい命が奪われることは到底許されるものではなく、激しい怒りを禁じえない。

今回の事件では、被害者女性の子供が事件現場に居合わせとのことであり、女性の命が奪われると同時に、母親の死を目の前にした子供への心理的影響ははかり知れない。

また事件は、深夜外出・基地外飲酒を制限する公務時間外行動規則（リバティ一制度）を緩和した後に発生したものである。その上、ことし 1 月には米海軍兵に対し、被害者女性への接触禁止令が出ていたにもかかわらず、外出許可を与えた米軍の対応には監督責任が厳しく問われるものである。

本市議会は、幾度となく米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び人権教育などを徹底するよう米軍はもちろん日米両政府に強く要求してきたが、またしてもこのような事件が発生したことは、米軍における綱紀粛正や再発防止の取り組みが機能していないと断言せざるを得ず、その実効性に疑問を持つものである。

よって、本議会は、県民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議し、今後、日米両政府、県、警察及び米軍などの関係機関の連携強化を求めるとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 日米両政府は、県民に対し改めて謝罪し、遺族への完全な補償を速やかに行うこと。
- 2 日米両政府は、米軍人・軍属等による事件・事故の根絶及び再発防止のための抜本的な対策を講じること。
- 3 沖縄県は、被害者と遺族の保護を日米両政府に求めていく被害者支援窓口を強化すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な見直しと、米軍基地の整理・縮小を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和元年 6 月 28 日

糸 満 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、沖縄県知事

米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議決議

平成 31 年 4 月 13 日北谷町において米海軍兵が日本人女性を殺害し、自殺した事件が発生した。平成 28 年の米軍属による女性殺害事件に続いて繰り返される凶悪事件は、県民に大きな不安と衝撃を与えている。米軍関係者によって県民のとうとい命が奪われることは到底許されるものではなく、激しい怒りを禁じえない。

今回の事件では、被害者女性の子供が事件現場に居合わせとのことであり、女性の命が奪われると同時に、母親の死を目の前にした子供への心理的影響は図り知れない。

また事件は、深夜外出・基地外飲酒を制限する公務時間外行動規則（リバティ一制度）を緩和した後に発生したものである。その上、ことし 1 月には米海軍兵に対し、被害者女性への接触禁止令が出ていたにもかかわらず、外出許可を与えた米軍の対応には監督責任が厳しく問われるものである。

本市議会は、幾度となく米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び人権教育などを徹底するよう米軍はもちろん日米両政府に強く要求してきたが、またしてもこのような事件が発生したことは、米軍における綱紀粛正や再発防止の取り組みが機能していないと断言せざるを得ず、その実効性に疑問を持つものである。

よって、本議会は、県民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議し、今後、日米両政府、県、警察及び米軍などの関係機関の連携強化を求めるとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 日米両政府は、県民に対し改めて謝罪し、遺族への完全な補償を速やかに行うこと。
- 2 日米両政府は、米軍人・軍属等による事件・事故の根絶及び再発防止のための抜本的な対策を講じること。
- 3 沖縄県は、被害者と遺族の保護を日米両政府に求めていく被害者支援窓口を強化すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な見直しと、米軍基地の整理・縮小を図ること。

上記のとおり決議する。

令和元年 6 月 28 日

糸 満 市 議 会

あて先：駐日米国大使、在沖米軍四軍調整官、在沖米国総領事